

(仮称) 港区公契約条例の制定に 向けた基本的考え方について

2025年9月

港区総務部契約管財課

目次

項番	項目	ページ
1	背景	3
2	条例制定の意義	4
3	条例（案）の骨子	5～8
4	港区の条例（案）の特徴	9～10
5	条例に盛り込むべき内容	11～22
6	条例による労働環境確保策の適用開始日	23
7	今後のスケジュール（予定）	23
8	その他	24

1 背景

- ▶ 国では「公共サービス基本法」や改革基本方針により、公共サービス従事者の労働環境改善が進められており、区でも、平成27年に港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱（以下「要綱」といいます。）を制定し、独自の最低賃金水準額を定め、工事請負契約及び長期継続契約に適用してきました。
- ▶ この間、要綱による取組は、受注者の協力を得られ、労働者からの最低賃金水準額違反の申出はなく、一定の成果を上げています。
- ▶ 一方、令和6年度における最低賃金水準額の上げ幅が、公契約条例に基づき審議会を設置している区と比べ小さく、市場の動きと乖離が発生しました。
- ▶ 近年、物価や賃金の水準が予見困難なほど上昇していることに加え、関係団体へのヒアリングでは、様々な業種で人手不足が顕著であり、下請を担う区内中小企業の減少が懸念されています。
- ▶ 労働環境を取り巻く環境が大きく変化している状況においては、労働環境確保の取組をさらに強化し、公共サービスの安定的な確保に取り組んでいく必要があります。

2 条例制定の意義

- ▶ 適切な入札・契約制度の運用
 - ▶ 公共サービスの質の確保と安定的な提供を継続していくため、公共サービス従事者等を守ろうとする区の姿勢の明示
 - ▶ 区と受注者双方の責務の明確化
 - ▶ 履行を担保する法的根拠のある権限の強化
-
- ▶ これらを実現するためには、条例を制定することにより権利、義務等を明確にし、取組を強化することが最も効果的です。

3 条例（案）の骨子①

- ▶ 区は、これまで、庁内関係部課長で構成する検討委員会を2回開催するとともに、7月には、労働者や事業者等の関係団体に対し、これまでの要綱による取組の評価や条例への期待等をヒアリングしました。検討委員会及びヒアリングの結果を踏まえ、盛り込むべき内容は、次のとおりです。
- ▶ （1）契約全般にわたる基本的な方針の設定

区の入札・契約制度を適切に運用するためには、労働環境確保策に併せ、適正な履行や良好な品質の確保、公正な競争の促進など、幅広い取組が必要です。このため、契約全般にわたる基本的な方針を定めます。

3 条例（案）の骨子②

- ▶ （２）区及び受注者の責務の設定並びに区の権限強化
条例を制定することにより、公契約に関する区と受注者双方の責務を明確化するとともに、受注者への立入を含む調査やペナルティ等について区の権限を強化することで、公契約の従事者が安心して公共サービスに従事でき、優秀な人材の確保、公共サービスの質の維持・向上等につながります。

3 条例（案）の骨子③

▶ （３）労働報酬下限額及び労働環境確保策に関する
審議会の設置

賃金の動向に詳しい関係者で構成する（仮称）港区労働報酬等審議会を設置し、労働報酬下限額の設定や労働環境確保の運用改善等を審議し、一層の労働環境確保策を推進します。

3 条例（案）の骨子④

▶ （４）契約に基づく労働報酬下限額の設定

労働報酬下限額の遵守について、条例の条文に受注者の義務として直接的に規定するいわゆる「公権力規制型」ではなく、公契約であっても民法に則し契約当事者双方の合意により契約内容を決めるべきであることから、現在の要綱と同様に区と受注者の契約によって実現します。

類型	①賃金条項※	②受注者の支払義務	③①及び②の根拠
IL0第94号条約型	○	○	契約
公権力規制型	○	○	条例
行政指導型	○	×	行政指導
理念型	×	×	—

※賃金条項…労働報酬下限額以上の支払いの定めがあるもの

4 港区の条例（案）の特徴①

- ▶ （１）労働環境確保の対象とする契約範囲の拡大
- ▶ 条例では、製造請負契約を対象に加えるとともに、公共サービス従事者の労働環境を守る観点から、長期継続契約に限ることなく、主に労務の提供を中心とする契約を対象とします。
- ▶ 要綱から引き続き、少額随意契約を除く契約を対象とすることで、可能な限り広範な契約を対象とします。
- ▶ 指定管理協定は一定期間の労務の提供があること等から、契約に準じたものとして条例の対象とします。

契約種別	対象要件（要綱）	対象要件（条例）
工事請負契約	○	○
業務委託契約 ※労務の提供を中心とする契約に限定	△ 長期継続契約のみ対象	○ ・対象業種拡大（詳細はP16） ・単年度契約も対象とする
製造請負契約	×	○
指定管理協定	×	○

少額随意契約を除く契約が対象
 ・工事請負契約・製造請負契約
 ② 予定価格200万円超
 ・業務委託契約
 ② 予定価格100万円超

4 港区の条例（案）の特徴②

▶ （2）区内事業者の活用

地域経済活性化の面から、受注者に対して、下請や再委託を行う場合には、区内事業者を活用する努力義務規定を設けます。

▶ （3）労働者の継続雇用

公共サービス従事者が安心して働けるよう、要綱の趣旨を引き継ぎ、建物清掃業務等のように継続性のある業務において、受注者が交代した場合は、希望する従事者の継続雇用について、受注者の努力義務規定を設けます。

5 条例に盛り込むべき内容①

▶ ① 目的

- ▶ 区と受注者が契約に基づく労働環境確保に取り組むことで、最終的には区民福祉の増進や地域経済の活性化を生み出す好循環につなげていくことを目的とします。

(目的)

公契約に関する基本的な方針並びに港区及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係に基づき締結する公契約において果たすべき責務等を定めるとともに、公平かつ公正な入札等の制度を確立し、公契約に従事する労働者等の適正な労働条件を確保することにより、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

5 条例に盛り込むべき内容②

- ▶ ② 公契約に係る基本的な方針
- ▶ 公契約条例は、区が締結するすべての契約に関する条例です。労働環境確保策だけでなく、契約全般にわたる基本的な方針を定めます。

基本的な方針
公契約において適正な履行及び良好な品質を確保すること。
公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
談合その他の不正行為を排除すること。
労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に配慮すること。
区内の事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資するよう努めること。
区と受注者との対等な関係に基づき公契約に係る制度を適正に運用すること。

5 条例に盛り込むべき内容③

- ▶ ③ 区及び受注者の責務
- ▶ 公契約に関して、区と受注者それぞれの基本的な責務について定めます。

(1) 区の責務

基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 受注者の責務

- ・受注者は、公契約に係る業務の公共性を認識し、法令等を遵守するとともに、区の施策に協力するよう努めなければならない。
- ・受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

5 条例に盛り込むべき内容④

▶ ④ 区内事業者の活用

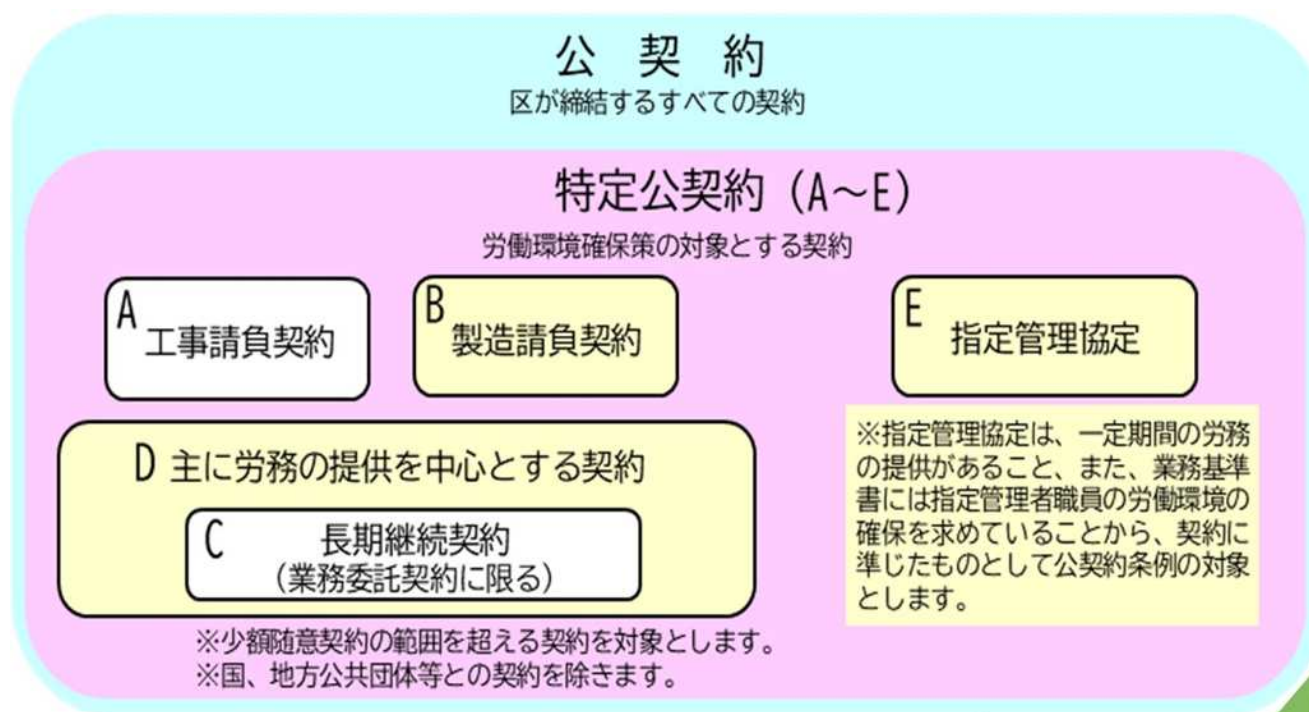
- ▶ 地域経済の活性化を目的の一つとすることから、下請や再委託の場合の区内事業者の活用について定めます。

受注者は、公契約に係る業務の一部を他の事業者に請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者に当該公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するように努めなければならない。

5 条例に盛り込むべき内容⑤

- ▶ ⑤ 条例の対象とする契約の範囲
- ▶ 公契約の定義を行うとともに、対象範囲を拡大することでさらなる労働環境確保策を推進します。
- ▶ (1) 公契約の定義

以下の図のとおり定義します。



5 条例に盛り込むべき内容⑤

▶ ⑤ 条例の対象とする契約の範囲

- ▶ (2) 特定公契約の対象範囲 ※対象契約の件数は、令和6年度実績から抽出
※黄色い網掛けは、条例で拡充する契約

種別		対象契約	
		要綱	条例
A	工事	工事請負契約	129件
B	製造	製造請負契約	45件
C	委託	建物清掃業務に関する契約	12件
		用務業務に関する契約	26件
		庁舎等の設備運転管理業務に関する契約	8件
		自動車運行管理業務に関する契約	1件
		警備、受付及び施設運営業務に関する契約	14件
		子ども、高齢者及び障害者関連業務に関する契約	3件
		給食調理業務に関する契約	41件
		情報サービスに関する契約（システム開発、データ入力等）	353件
		情報サービスに関する契約（市場調査・世論調査等）	81件
		技術サービスに関する契約（建物設計・道路設計）	93件
		技術サービスに関する契約（検査業務）	14件
		映像・音声・文字情報制作に関する契約（動画制作業務等）	6件
		道路貨物運送に関する契約（運搬請負）	49件
		道路貨物運送に関する契約（廃棄物収集運搬）	25件
		道路・公園管理業務に関する契約	53件
E	指定管理	指定管理協定	86件
合計		234件	1,325件

5 条例に盛り込むべき内容⑥

- ▶ ⑥ 労働報酬下限額の決定(付属機関の設置)
- ▶ 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく付属機関である(仮称)港区労働報酬等審議会を設置します。

(1) 審議会の構成

以下の者により構成する。

学識経験者

労働団体関係者

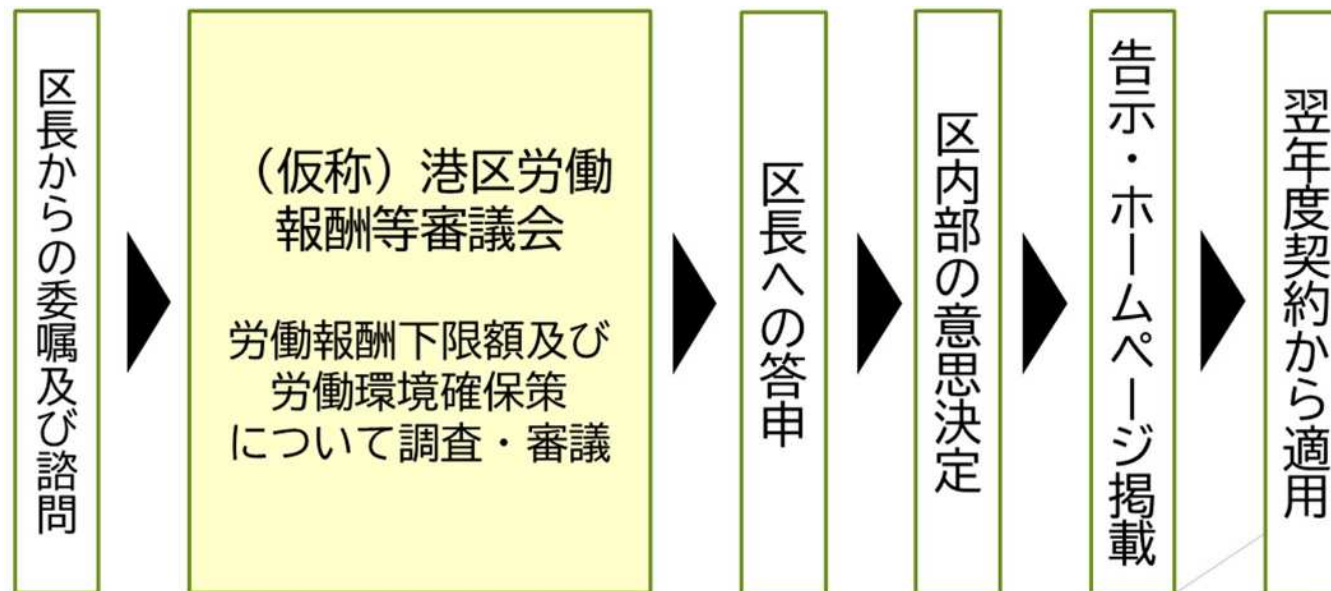
事業者団体関係者

(2) 審議会の機能

区長からの諮問を受け、労働報酬下限額及び労働環境確保策について調査審議し、答申する。

5 条例に盛り込むべき内容⑥

- ▶ ⑥ 労働報酬下限額の決定(付属機関の設置)
- ▶ (3) 労働報酬下限額決定の流れ
- ▶ 特定公契約に係る労働者に支払う労働報酬の下限額等について、外部委員による調査・審議を行うことで、より透明性・公平性を担保しながら定めることが可能になります。



5 条例に盛り込むべき内容⑦

- ▶ ⑦ 労働報酬下限額を担保するための取組
- ▶ 条例では、区の権限を強化し、労働報酬下限額を担保するため、以下の取組を拡充します。

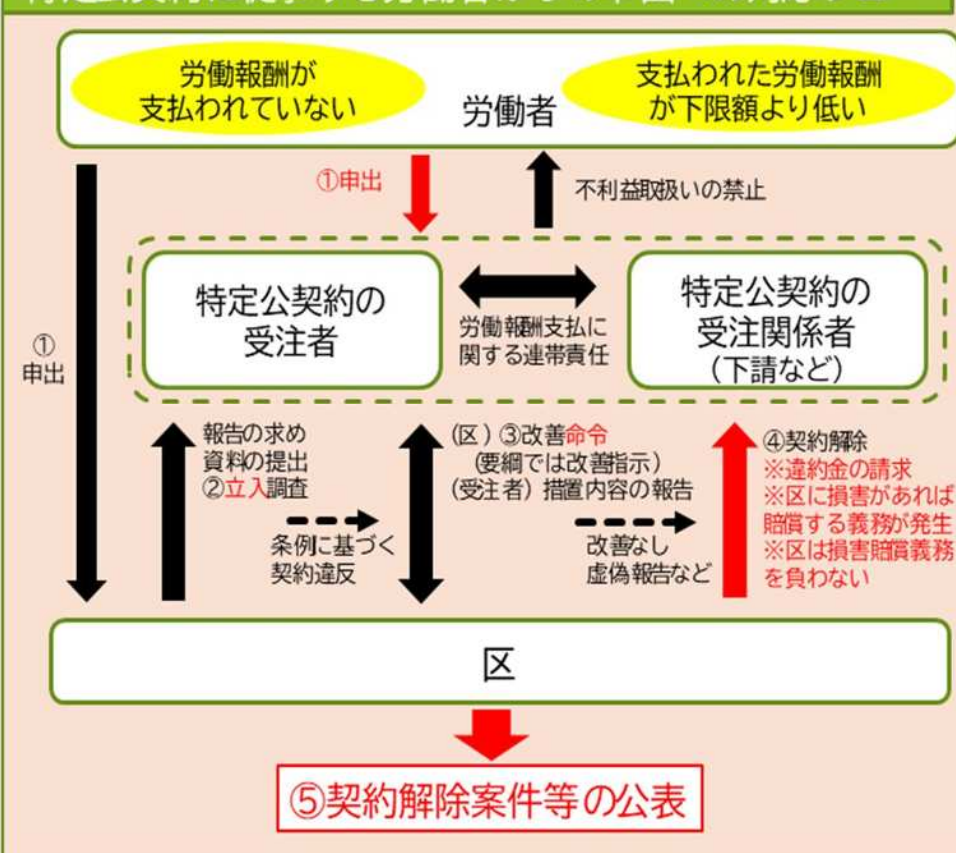
(1) 受注者による労働環境確認のためのチェックシート等の提出

現在の要綱で運用している労働環境チェックシート・賃金給付状況シートを継続する。

(2) 特定公契約に従事する労働者からの申出への対応

- ①労働者の申出について、区だけでなく受注者及び受注関係者に対しても可能とする。
- ②申出があった場合に、区が受注者及び受注関係者の事業所等に立入調査を行う権限を付与する。
- ③調査の結果、条例に基づく契約違反が認められた場合、区は受注者に対して改善を命じる。
- ④調査の拒否、虚偽の報告、改善命令の違反等があった場合には、契約解除を行うとともに、条例に基づく契約違反を理由として違約金を請求する。また、区に損害が発生する場合は、損害賠償請求を可能とする。
- ⑤条例に基づく契約違反を理由に契約解除を行った場合は、その旨を公表することを可能とする。

特定公契約に従事する労働者からの申出への対応フロー



※赤字部分が要綱から追加する項目

5 条例に盛り込むべき内容⑧

▶ ⑧ 労働報酬下限額を適用する労働者の範囲

▶ 対象とする労働者の範囲は以下のとおりです。

- (1) 特定公契約の受注者又は受注関係者（下請、再委託先等）が雇用する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）
- (2) 特定公契約の受注者又は受注関係者が雇用する派遣労働者
- (3) 一人親方
（自らが提供する労務の対価を得るため、区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者）

5 条例に盛り込むべき内容⑨

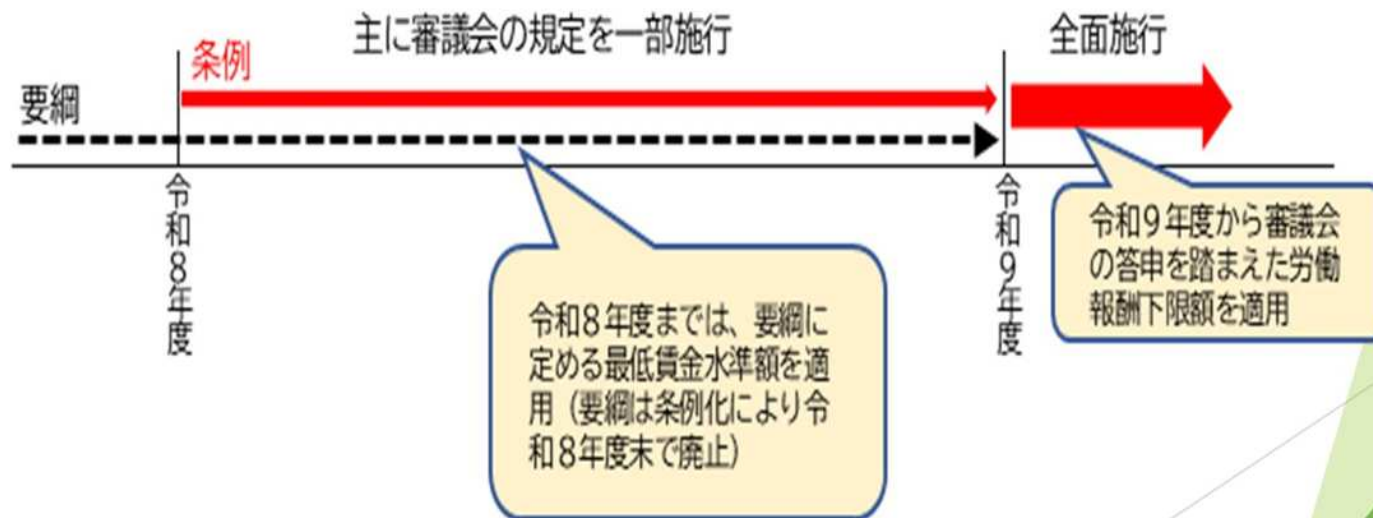
- ▶ ⑨ 特定公契約に従事する労働者の継続雇用
- ▶ 要綱においては、区長が継続雇用について要請する規定となっていました。が、条例では以下のとおり受注者の努力義務として定めます。

特定公契約の受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約を締結するときは、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者のうち希望するものを雇用するよう努める。

5 条例に盛り込むべき内容⑩

▶ ⑩ 施行日

- ▶ 令和8年度は審議会への諮問を行い、答申を受ける必要があるため、一部規定のみ施行します。また、令和8年度に関しては、事業者に対する周知期間とします。



6 条例による労働環境確保策 の適用開始日

- ▶ 令和9年4月1日以後を契約期間の始期とする対象契約及び指定管理期間の始期とする指定管理協定について適用します。

7 今後のスケジュール（予定）

令和7年9月19日（金） ～令和7年10月24日（金）	パブリックコメント
令和7年10月10日（金） 10月15日（水）	説明会
令和7年12月	パブリックコメント結果公表
令和8年2月	令和8年第1回港区議会定例会（新規条例）上程

8 その他

▶ パブリックコメント

ご意見・住所・氏名を明記の上、港区ホームページまたは直接、郵送・ファックスで、10月24日(金・必着)までに、契約管財課 契約係までご提出ください。

▶ 本件に係る問合せ

港区役所 総務部 契約管財課 契約係
(港区役所10階)

TEL 03-3578-2140

FAX 03-3578-2149